

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いました。

記

1 行政処分を受けた処理業者

(1) 住所

京都市〇〇区〇〇〇〇〇町〇番地

(2) 名称

株式会社〇〇〇（代表取締役〇〇〇〇）

(3) 許可の内容（業の区分）

【例1，例2】産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含む。）

【例3】産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まない。）

2 行政処分の年月日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

3 行政処分の内容

【例1，例2】産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業の取消し

【例3】産業廃棄物収集運搬業の取消し

4 行政処分の理由

【例1】＜不法焼却＞

(株)〇〇〇は、自社の事業場（京都市〇〇区〇〇町）において、〇〇〇年〇月〇日から同月〇日にかけて、廃棄物である木くず約〇〇トンを超えて不法に焼却した。（違反条項：法第16条の2（焼却禁止））

【例2】＜委託基準違反，不法投棄＞

(株)〇〇〇は、自社の事業場で破砕しがれき類（産業廃棄物）を残土に混ぜ、産業廃棄物処理業の許可を持たない××社にその埋立てを委託し、少なくとも〇〇〇年〇月〇日には10トンダンプ〇〇台分を××社の残土処分場（〇県〇町）に投棄した。（違反条項：法第12条第3項（委託基準）及び法第16条（投棄禁止））

【例3】＜無許可事業範囲変更＞

(株)〇〇〇は、産業廃棄物収集運搬業の許可の事業範囲に積替保管が含まれていないにもかかわらず、京都市〇〇区〇〇町における建設工事（元請業者は×××(株)、〇〇〇〇年〇月着工）に伴い発生した産業廃棄物（木くず及びがれき類等）を運搬し、自社の保管用地（京都市〇〇区〇〇町）で保管していたことが判明した。（違反条項：法第14条の2第1項（事業範囲変更の許可））